



Title	フランス民俗誌(1) : 洗礼について
Author(s)	阿河, 雄二郎
Citation	études françaises. 1983, 19, p. 85-91
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93664
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス民俗誌 (1)

——洗礼について——

阿 河 雄 二 郎

カトリック教徒にとって、洗礼は単に七秘蹟の一こまとしての意味だけでなく、当該社会の成員として承認される人生の最初の関門であり、典型的な通過儀礼 (rite de passage) をなしている⁽¹⁾。

ヴァン=ジェネップによると、洗礼の儀式は、教会入堂以前の予備的儀礼 (rite préliminaire) と教会入堂以後の分離儀礼 (rite de séparation) に分類することができる⁽²⁾。まず予備的儀礼においては、①教会の門前での停止、②予備的試問、③予備的勧告、④息吹きによる悪魔払い (exsufflation)、⑤十字を切る、⑥按手、⑦祝福と塩の下賜、⑧祓魔式、⑨祝福、が順次おこなわれ、受洗者は原罪やサタンの危険から免れて純粹無垢な状態へと清められるのである。次いで分離儀礼においては、①教会への入堂、②使徒信経 (Credo) と主祷文 (Pater) の朗読、③混唾 (insalivation)、④裸出 (dénudation)、⑤悪魔の放棄、⑥宣誓、⑦塗油、⑧信仰の訊問、⑨沐浴、と進行し、受洗者 (子供) は誕生以前の無性世界から完全に分離され、生者の世界、カトリック者の世界に迎えられるのである。

もっとも、古くは受洗者は子供ではなくて大人であったようであるし、洗礼の日どりも出生直後ではなく、年二回 (復活祭の前日と聖霊降臨祭の前日) に一括して集団的におこなわれていた⁽³⁾。上述したような複雑な洗礼の儀式が確立するには、中世の教父時代から16～17世紀のいわゆる「カトリック改革」 (Réforme catholique) に至るカトリック教会の長期間にわたる教化活動を必要としたのであった。とくに、洗礼日を出生直後に設定

する慣行は、後述する「孩所」(limbes) という觀念と結びついていると思われ、カトリック改革の出発点ともなったトリエント公会議(1545～1563年)の決定は、洗礼日を「できる限り早く」(quamprimum)と規定している⁽⁴⁾。事実、アンシェン=レジーム期には出生後1～2日で洗礼することが支配的な傾向である。ただし、富裕階級は自己の権勢を誇示する必要から、出生直後のものを略式洗礼(ondoiment)に留めておき、後日、多数の親族縁者を集めて、あらためて盛大な洗礼式を挙行した。教会当局は、故意に洗礼日を遅らせた場合、両親を破門にすると警告している。

当該社会の物心両面にわたる意味が集約されている儀礼は、まさしく社会生活の一縮図であり、洗礼もその例外ではない。理性的で合理主義的な宗教を標榜するカトリック教会は、一貫して儀礼の簡素化を訴え、民間信仰にはびこる異教的で迷信的な要素の排除を主張したことは事実であるけれども、必ずしも十分な成果をおさめたとはいいがたい。むしろ現実には、カトリック教会は民間信仰と妥協し、民衆レベルの素朴な宗教熱を巧みに援用しつつ自らの活性化を図ったと考えることができるのである。カトリック改革期に広範に認められるミッション活動、巡礼熱、奇蹟譚、宗教行列、信心会の簇生などはこれと無関係ではあるまい。民衆レベルにある呪術的要素と物質主義的要素は、カトリック教義と微妙な緊張関係を保ちながら、相互補完的な関係をも維持していたのである⁽⁵⁾。

洗礼の呪術性をもっとも顕著に示すものが洗礼帽(chrémeau)である。洗礼帽の名の由来は、洗礼時に司祭が子供の頭に塗りつける聖油(chrême)にあり、この聖油が洗礼帽に付着することから、いわゆる「類感呪術」(magie sympathique)として、子供と洗礼帽は一体不可分の関係とみなされて、子供の家では大切に保存された。洗礼帽を失ったり、破損することは子供の生命を危険にすると考えられた。ある地方で洗礼帽を焼却してしまう慣行がみられるのは、魔女が洗礼帽を魔術に悪用することを避ける先制手段であった。また、男の子供が洗礼帽を九日間昼夜をとわず着用した

り、へその緒がおちるまで着用したのは、まだ安泰とはいえない子供の生命を守る護符の役割を果たしていたからであろう。逆に三日以上洗礼帽を被った女の子供は、その余分な日数だけ生理が遅れると伝えられている⁽⁶⁾。

洗礼の物質主義的性格はさまざまな面にあらわれている。たとえば、洗礼服に関して教会当局は、質素な白衣を用いることを勧告しているが、富裕階級は赤い色を交えたり、刺繍をあしらった華麗な洗礼服を用いた。そのほか、特製の揺籃やクッション、豪華な奉納物、洗礼行列の長さ、洗礼式後の祝宴の様態などは、受洗者の家格を測定するバロメーターである。

一般に洗礼行列は、先頭に太鼓手やヴァイオリンひきを立て、以下、子供を抱く産婆、代父母、親族縁者、隣人、友人、洗礼用具を携えた若者組(jeunesse)が続いた。子供の父親は式に参列しないのが普通で、参列する場合には渋面をつくらなければならない。なお子供の母親の参加はタブー視されていた。

洗礼を事実上、とりしきっているのは代父母である。この重要な責務を担う代父母は、実の父母に劣らない子供の保護者とみなされ、子供に対する精神的かつ物質的支援が期待されていた。なによりも、洗礼式で子供になりかわって司祭に応接し、祈禱文を唱える代父母には、敬虔なカトリック者であると同時に、共同体内での世評が高いことが要請される。もっとも、代父母は一組とは限らない。教会当局の批判にもかかわらず、複数組の代父母が選任されることも稀ではない。しかるべき人物に代父母を依頼しないことは礼を失すと考えられ、また、代父母に指名されることは名誉で、幸運がめぐってくるとも言い伝えられたので、自薦他薦の代父母があとをたたなかったという。子供にとっても、代父母が多いことはそれだけ大きな将来の保証となる。地方によっては、第二番目の代父母を“babillard”と呼び、15～16才以下の子供がこの役を務めた⁽⁷⁾。以上のよう、受洗する子供は、代父母という新しい社会的絆を結節環として社会に開かれていったのである。

洗礼式がおわると教会の鐘 (carillon) が鳴り響く。代父は前もって鐘つき男にしかるべき酒手をはずんでいる。フェルテの研究になる17世紀パリ地方の農村部では、この鐘をついたのは教区民であり、最初に鳴らした人には報酬が与えられたことから競争になったという。このため教会当局は鐘楼に通じる戸口を閉鎖したが、戸はたちまち破られ、鐘は乱雑な不協和音を奏でたのである⁽⁸⁾。この鐘の音は共同体員に子供の性別をも告知した。たとえば、男子の場合には大鐘 (grosse cloche) を、女子の場合には小鐘 (petite cloche) を鳴らした。このほかにも、三回鳴ると男子、二回鳴ると女子というように差異が存在するのは、男子の誕生をより待望していた当時の社会通念のあらわれであろうか。

この時、代父は教会のポーチ前に蝸集する共同体の子供たちに菓子や硬貨を投げ与えている。かつては、アーモンド、くるみ、アニスなどの果実が多く、19世紀には硬貨を中に包みこんだ糖菓も用いられた。この儀式は、受洗した子供が共同体の子供たちの仲間入りをするための象徴的な披露の儀式（統合儀礼）である。その際、代父は吝嗇であってはならず、参集した子供たちを十分に満足させなければならない。さもなければ、子供たちは代父に向かって、罵詈雑言を浴びせかけ、呪いの言葉さえ容赦なく投げつけるからである。各地に伝えられている呪いの言葉は、「けち」から「間男されるぞ」に至るまで露骨で鄙猥でさえある⁽⁹⁾。このような慣行は、結婚式の当日、花嫁隠しをしたり、結婚行列に通せんぼをして結婚式の遅滞を企てる若者組の行動様式に通じるものである。洗礼行列に対しても、若者組が鉄砲をうちかけ行進を妨害することがあるので、代父は若者組に金品を渡したり、あとでおこなわれる祝宴への招待を約束して若者組を懐柔している。いずれにせよ、代父は受洗したばかりの子供が今まさに入会しようとしている子供組なり若者組を刺激してはならない。かれらを挑発することは、子供の円滑な入会を阻害し、最終的にはシャリヴァリ (charivari) という一種の若者組の威嚇行為が代父の身に及ぶことをも覚悟

しなければならなかった。

ところで、孩所とは受洗しないまま亡くなった子供がさまよう場所である。地獄はともかく、煉獄 (purgatoire) が最後の審判を待つ間の一時的逗留の場所であるのに対し、孩所は永遠に救済の道がとざされているだけに、亡き子供を想う両親の嘆きはひとしおである。教会はこのような子供を正規の墓地に埋葬することを禁じてさえいた⁽¹⁰⁾。民俗学者セビヨの大著『フランスの民俗』には、孩所をさまよう子供の魂の話がいくつか収録されている。たとえば、あるブドウ栽培者が早朝ブドウ畑を通りかかると、白衣を着た子供たちが「あれは私の代父だ」「いや私の代父だ」と言い争っているのを聞き、「私は君たちみんなの代父だ」と言って、近くを流れる川の水で洗礼を施したというピュイ＝ド＝ドーム県の民話がある⁽¹¹⁾。また、月のない夜、栗林を通りかかった一人の男が、やはり代父を求めて口論している二人の子供をみて、「私は君たち二人の代父だ」といって洗礼を施したりムーザン地方の民話がある⁽¹²⁾。一般に民話の中では、孩所は夜の闇、森林や山中にあるとされ、子供の魂が洗礼を施してくれる代父を捜し求め、あるいは神の許しを乞っている。行けども険しい山腹をようやく登りつめたある牧童があとをふり返り、牧童のあとを子供たちの魂が追ってくるのをみて戦慄する民話も各地に残っている⁽¹³⁾。

子供の4～5人に1人は死産か誕生後一年以内に死亡するというすさまじい乳幼児の死亡率を経験したアンシェン＝レジーム期において、孩所なる観念は、子供をもつ親の脳裡を離れることのない強迫観念となっていた¹⁴⁾。両親は、冬の寒さとか教会と家との距離が子供の生命に与える危険をもかえりみず、速かに子供の洗礼式を強行したのである。教会当局もこのような深刻な事態を放置することはできず、危急の場合には教会でなくとも在宅のまま受洗することを認めた。これは略式洗礼であり、産婆もしくは外科医が司祭の代役を務めて、「我は父と子と聖霊の名において汝を洗礼する」と述べて洗礼式を司り、この有り様を二人の証人が確認するの

である⁽¹⁵⁾。もちろん、子供が生氣を取り戻せば、のちに教会で正式の洗礼式をおこなうことになる。したがって、産婆や外科医は、一部分聖務を肩がわりすることになるので、教会はかれらを自己の管轄下におき、かれらが子供を安全にとりあげる技術をもっているかということよりも、カトリック者としての品格、識見の有無を厳しく監督していたのである。因みに、管内各教区の教会巡察に際して、巡察使は直接、産婆から宣誓を求め、祈祷文が朗読できるか否かを抜き打ち的に試験している⁽¹⁶⁾。

宮田登氏の『神の民俗誌』によれば、わが国で出産の一部始終を見守ってくれる唯一の神はウブ神である⁽¹⁷⁾が、フランスの場合、出産は聖母マリア崇拝と結びついているようである。とりわけ、聖母は亡くなった子供を一時的に蘇生させる奇蹟の力をもつと信じられていた。ブルゴーニュ、アルザス、ロレーヌなどフランス東部地方を中心に広がる“à répit”（猶予）と呼ばれる聖所が、この奇蹟がおこる場所であった。この聖所では、受洗しないまま亡くなった子供の亡骸を聖母像の前に安置し、鐘の音を合図に司祭が祈りを捧げる。すると不思議なことに、亡骸に生氣が蘇ってくるのである。司祭は間髪を入れずに洗礼式を挙行し、この奇蹟に深い感銘をうけた参列者は、感謝の祈り（Te Deum）を唱えて奇蹟の証人となる。このあと子供の亡骸は、聖所近くの共同墓地に埋葬され、孩所の危機を免れて天国での永遠の救済がもたらされるのである⁽¹⁸⁾。“à répit”なる聖所がカトリック改革のもっとも高揚する17世紀の所産であることは注目すべき事実である。合理主義的神学を掲げ、奇蹟譚には比較的冷淡であったカトリック改革も、この孩所の問題に関しては民衆の切なる願いに百歩譲らざるをえなかったのであろうか。

以上、さまざまな儀式を経て洗礼行列は教会から子供の家に帰って来る。ここで初めて子供は母の懷に抱かれるのである。というのも、母親は産後の感謝式（relevailles）までは不浄とみなされて、教会に入ることも、公式行事に参加することも許されなかったからである。そして母子の対面も束

の間、母親から引き離された子供には、洗礼を祝福する宴会が待っている。

(注)

- (1) A. van Gennep, *Les rites de passage*, 1909 (1981), chap. V. 邦訳 A. フォン・ヘネップ著 (綾部恒雄・裕子訳) 『通過儀礼』, 弘文堂, 1977年, 第5章参照。
- (2) A. van Gennep, *Manuel de folklore français contemporain* (以下, *Manuel* と略記), 1943 (1982), t-I. p. 126. 本稿は本書を基礎にしている。
- (3) *Ibid.*, p. 130.
- (4) F. Lebrun, *La vie conjugale sous l'Ancien Régime*, 1975, p. 119.
- (5) J. Delumeau, *Le catholicisme entre Luther et Voltaire*, 1971, troisième partie.
- (6) N. Belmont, *Mythes et croyances dans l'ancienne France*, 1973, p. 52.
- (7) *Manuel*, p. 131.
- (8) J. Ferté, *La vie religieuse dans les campagnes parisiennes (1622-1695)*, 1962, pp. 304-305.
- (9) *Manuel*, pp. 142-143.
- (10) F. Lebrun, *Les hommes et la Mort en Anjou aux XVII^e et XVIII^e siècles*, 1971, p. 471.
- (11)(12) P. Sébillot, *Le folklore de France*, 1904 (1968), t-I. p. 148.
- (13) *Ibid.*, p. 249.
- (14) F. Lebrun, *La vie conjugale...op. cit.*, p. 117.
- (15) *Ibid.*, p. 118.
- (16) J. Ferté, *op. cit.*, pp. 296-297.
- (17) 宮田登『神の民俗誌』, 岩波書店, 1979年, 第1章参照。
- (18) R. Taveneaux, *Le catholicisme dans la France classique, 1610-1715*, 1980, pp. 385-387.